

みどりの食料システム法に基づく新たな認定制度の概要

区分	環境負荷低減事業活動実施計画の認定		有機農業を促進するための栽培管理に関する協定の認可	基盤確立事業実施計画の認定
		特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定		
認定者	〔認定：知事〕	〔認定：知事（市町村長に意見聴取）〕	〔認可：市町村長〕	〔認定：国（主務大臣）〕
認定要件	基本計画に適合すること	基本計画に適合すること	協定区域内農用地所有者等全員の合意があること、土地利用に関する各種計画に適合すること	基本方針に適合すること
対象区域	基本計画を策定した市町村の区域	農業集落、学区、旧行政区域など一定のまとまりを有する区域で市町村が設定	市町村が設定した特定区域内	
対象者	農林漁業者、農林漁業者の組織する団体	2戸又は2名以上の共同で実施する農林漁業者を基本	農用地所有者等	機械・資材メーカー、食品事業者、研究機関等
対象事業	①土づくり、化学肥料・化学農薬の使用削減（有機農業を含む） ②温室効果ガスの削減 ③その他農林水産大臣の定めるもの 水耕栽培での肥料・農薬の使用低減、バイオ炭の農地施用、プラスチック資材の排出抑制等	①有機農業の団地化 ②工場の廃熱・廃CO ₂ を活用した園芸団地 ③地域ぐるみでのスマート農業	有機農業の団地化を進めようとする区域内の農業者が栽培管理に関する協定を締結し、市町村長が認可。 〈協定に定める事項〉 ○対象農用地の区域（協定区域） ○栽培管理に関する事項 ○協定の有効期間 ○協定に違反した場合の措置等	①先端的技術の研究開発 ②新品種の育成 ③資材又は機械の生産・販売 ④機械類のリース・レンタル ⑤環境負荷低減の取組により生産された農林水産物を原料とする新商品の開発・生産・需要開拓 ⑥環境負荷低減の取組により生産された農林水産物の流通の合理化
特例措置等	○農業改良資金の特例 償還期限の延長（10年→12年） ○課税の特例（法人税・所得税） 一定の機械・施設等を導入する際の導入当初の所得税・法人税負担を軽減等 《特別償却》 機械等32%、建物等16% 《対象機械・設備等》 ・農薬・肥料の使用量を低減させる機械・設備等で、メーカーが国の確認を受けたもの（国のHPで公表） ・基盤確立事業実施計画により生産されたもの ・一定期間内に販売されたモデル	○農業改良資金の特例 償還期限の延長（10年→12年） ○課税の特例（法人税・所得税） 一定の機械・施設等を導入する際の導入当初の所得税・法人税負担を軽減（特別償却、対象機械・設備等は同左） ○補助金等適正化法の特例 補助金等交付財産の処分（目的外使用）の制限に関する承認手続きのワンストップ化 ○農地法の特例 農地転用許可手続きのワンストップ化等	○協定締結後に当該協定区域内の農用地の所有者等になった者に対しても協定の効力が発生	○中小企業者向け金融支援 日本政策金融公庫の低利資金 ○補助金等適正化法の特例 補助金等交付財産の処分（目的外使用）の制限に関する承認手続きのワンストップ化 ○農地法の特例 農地転用許可手続きのワンストップ化 ○種苗法の特例 品種登録の出願料及び登録料の減免 ○課税の特例 環境負荷低減に資する資材等を製造する機械・設備を導入する際の所得税・法人税負担を軽減 《特別償却：機械等32%、建物等16%》等
	  <p>省力的な有機栽培を可能とする高効率水田用除草機 堆肥散布機（マニュアルスプレッド）</p>	  <p>ドローンによる農薬散布 バッテリー保管・充電施設</p> <p style="text-align: center;">先端技術の地域ぐるみでの活用</p>		  <p>メタンの排出抑制、良質な堆肥生産に資する堆肥化処理施設 食品残渣を堆肥化するバイオコンポスター</p>